# 再処理施設

## 設工認申請に係る対応状況

令和4年12月12日



日本原燃株式会社

## 第2回設工認申請に向けた取組状況

- ◆ これまで設工認申請に携わる要員の許可事項の理解、許可事項に 基づき実施した設計図書に対するチェックが十分に実施できていなかっ た。また、積極的に現場に足を運び新設等した設備の状態を確認す ることが十分に実施できていなかった。
- ◆ 自らが出来ていないこと、理解できていないことを認識し、全ての新規制基準に係る設計図書をしっかり確認するとともに、工事が進んでいる現場で新設等した設備の状態を確認した。これらの活動は、今後も継続して実施。
- ◆ また、上記活動に加え、令和2年6月24日の規制委員会文書の内容を今一度確認し、類型等を踏まえた申請書の構成等の検討を含め第2回の設工認申請に向けて準備している。
- ◆第2回の設工認可申請の審査会合等における説明方法については、 類型等を踏まえた基本的な説明方針を策定しているところ。詳細は 次ページ以降に示す。

## 第2回申請における申請書の基本的な説明方針

#### 申請対象設備に係る基本的な設計プロセス 【設計プロセス】 3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合 1. 設計条件 2. 具体的な設備等の設計 及び評価判断基準 •各種法令 2-1:システム設計、構造 3-1:設計要求等との照合 ·事業変更許可 設計等(構造図、 申請対象設備 •技術基準規則 系統図等) •各種規格基準 等 ▶ 3 - 2 : 評価判断基準等との照合 2-2:解析:評価等 等

#### 設計プロセスのうち主要な説明事項

分類・主な申請		主な申請対象設備	1. 設計条件及び評価 判断基準	2. 具体的な設備等の 設計	3. 具体的な設備等の設計と 評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		重大事故等対処施設 等	基本的に全ての事項	基本的に全ての事項	2.を踏まえた結果
B.既設	B-1:設計条件が変 更になったもの	耐震Sクラスの設備等	変更になった事項	条件変更伴って 変更になった事項	2.を踏まえた結果
	B-2:設計条件が追 加になったもの	竜巻等の防護対象施 設(安全上重要な施 設等)等	追加になった事項	条件追加に伴って 変更になった事項	2.を踏まえた結果
	B-3:新たに申請対象 設備になったもの	火災防護設備等	基本的に全ての事項	基本的に全ての事項	2.を踏まえた結果
	B-4:設計条件に変更 がないもの	既設B、Cクラスの設備 等	変更がないことの 理由を説明	変更がないことの 理由を説明	-

「2-2:解析・評価等」における同様の解析・評価等については、類型化による代表機器等で説明する。

## 「第六条 地震による損傷の防止」の説明方針

#### 【説明事項】

- Sクラスの耐震設計(Ss、Sd、水平地震力3Ci、保有水平耐力)
- Bクラスの耐震設計(1.5Ci、上位クラスへの波及影響)
- Cクラスの耐震設計(1.0Ci、上位クラスへの波及影響)

		主な説明事項	1.設計条件及び評価 判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と 評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		Sクラスの耐震設計 Bクラスの耐震設計 Cクラスの耐震設計	基準地震動の変更	2-1:システム設計、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2:解析・評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判断 基準との照合 ・評価結果等と許容限界の比較
B.既設	B-1:設計条件が 変更になったもの	Sクラスの耐震設計	基準地震動の変更	2-1:構造設計等(改造有の場合) 2-2:解析・評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、 耐震評価等	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判断 基準との照合 ・評価結果等と許容限界との比較
	B-2:設計条件が 追加になったもの	対象なし	-	_	-
	B-3:新たに申請 対象になったもの	対象なし	-	-	-
	B-4:設計条件に 変更がないもの	既設B、Cクラスの耐 震設計 (1.5Ci,1.0Ci)	変更がないことの 理由を説明	変更がないことの 理由を説明	-

#### 【説明ポイント】

▶ 基準地震動の変更であり、既認可と同様の解析・評価等が使えることを説明したうえで、合理的な説明をする。

## 「第八条 外部衝撃による損傷の防止:外部火災」の説明方針

#### 【説明事項】

- ●防火帯の設計
- ●外部火災防護設計(森林火災等、爆発、航空機墜落火災)

分 類		主な説明事項	1. 設計条件及び評価 判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と 評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		防火帯の設計 重大事故等対処設 備に対する外部火災 防護設計	<ul><li>・敷地周辺、敷地内の 火災源、爆発源</li><li>・森林火災等の最大火炎 強度</li><li>・航空機火災の対象航空 機、火災強度</li><li>・第</li></ul>	2-1:システム、構造設計等 ・防火帯の設計 ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・設備外表面温度、危険距離等 の評価	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価 判断基準との照合 ・危険距離と離隔距離との比較
B.既設	B-1:設計条件が 変更になったもの	対象なし	_	-	_
	B-2:設計条件が 追加になったもの	外部火災防護対象 施設(安全上重要な 施設を収納する建屋、 屋外の安全上重要な 施設)に対する外部 火災防護設計	<ul><li>・敷地周辺、敷地内の 火災源、爆発源</li><li>・森林火災等の最大火炎 強度</li><li>・航空機火災の対象航空 機、火災強度</li><li>・第</li></ul>	2-1:構造設計等(改造有の場合) 2-2:解析、評価等 ・建屋外壁表面温度等、危険距 離等の評価	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価 判断基準との照合 ・危険距離と離隔距離との比較
	B-3:新たに申請 対象になったもの	対象なし	-	-	-
	B-4:設計条件に 変更がないもの	対象なし	-	-	_

- ▶ 防火帯の設計については、許可との整合を図面等で確認することで合理的に説明する。
- 解析・評価等については、第1回設工認申請と同じであることを説明したうえで、合理的な説明をする。

## 「第十一条 火災等による損傷の防止」の説明方針

#### 【説明事項】

●火災防護設備の設計:火災区画構築物、感知設備、消火設備等の設計

●火災影響評価:可燃物等を踏まえた火災区画における火災影響評価

分 類		主な説明事項	1. 設計条件及び 評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と 評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		火災防護設備の設計 ・感知器の多様化 ・制御室床下の消火 設備 等	・火災防護設備に対 する要求事項等	2-1:システム、構造設計等 ・系統分離対策設計 ・感知器の多様化設計 2-2:解析、評価等 ・耐震評価等	3-1:設計要求との照合 ・感知器等の設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判断基準との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
B.既設	B-1:設計条件が 変更になったもの	対象なし	_	_	_
	B-2:設計条件が 追加になったもの	火災影響評価	・火災影響評価の方 法等	2-1:構造設計等(改造有の場合) 2-2:解析、評価等 ·火災伝播評価	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判 断基準との照合 ・評価結果と評価判断基準の比較等
	B-3:新たに申請 対象になったもの	火災防護設備の設計 ・火災区画構築物 ・消火設備 等	・火災防護設備に対 する要求事項等	2-1:システム、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・耐震評価等	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判 断基準との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較等
	B-4:設計条件に 変更がないもの	対象なし	_	_	_

- ▶ 火災防護設備の設計については、複数設備に対して同じ方法であることを説明したうえで合理的に説明する。
- ▶ 火災影響評価の解析・評価等については、同じ評価方法となる分類を示したうえで合理的に説明する。

## 「第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の説明方針

#### 【説明事項】

● 溢水防護設備の設計:堰、防水扉、緊急遮断弁等の設計

● 溢水影響評価: 溢水源の設定・溢水量の評価、溢水による影響評価

分 類		主な説明事項	1. 設計条件及び 評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と 評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		溢水防護設備の設計	・溢水防護設備に対す る要求事項等	2-1:システム、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・水圧に対する強度評価、耐震評価等	3-1:設計要求との照合 ・緊急遮断弁の設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判断基準との照合 ・強度評価結果と許容限界との比較・耐震評価結果と許容限界の比較
B.既設	B-1:設計条件が 変更になったもの	対象なし	_	-	_
	B-2:設計条件が 追加になったもの	溢水影響評価	・溢水源の設定、溢水 影響評価の方法等	2-1:構造設計等(改造有の場合) 2-2:解析、評価等 ・溢水源から除外する機器等の耐震評価 ・溢水量、溢水高さ等の評価	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価判 断基準との照合 ・耐震評価結果と許容限界の比較 ・溢水高さと機能喪失高さの比較等
	B-3:新たに申請 対象になったもの	対象なし	_	-	_
	B-4:設計条件に 変更がないもの	対象なし	-	-	_

- ➢ 溢水防護設備の解析、評価等については、複数設備に対して同じ方法であることを説明したうえで合理的 に説明する。
- ➢ 溢水影響評価の解析、評価等については、許可での説明と同じであることを含め合理的に説明する。

# 「第三十三条 地震による損傷の防止」、「第三十六条 重大事故等対処設備のうち 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」の説明方針

#### 【説明事項】 ※重大事故等対処設備を以下SA設備という

- ●常設耐震SA設備の耐震設計
- ●常設耐震SA設備以外の常設SA設備の耐震設計
- ●地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計(1.2Ss)

				•	
分 類		主な説明事項	1.設計条件及び 評価判断基準	2.具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と 評価判断基準との照合
A.新規に設置するもの		・常設耐震SA設備の 耐震設計 ・常設耐震SA設備以 外の常設SA設備の 耐震設計 ・地震を要因とする重 大事故等に対する施 設の耐震設計	・常設SA設備の要求事項 ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の 要求事項	2-1:システム、構造設計等 ・構造図、系統図等 2-2:解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等 ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定等	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価 判断基準との照合 ・評価結果等と許容限界の比 較
B.既設	B-1:設計条件が 変更になったもの	対象なし	_	_	_
	B-2:設計条件が 追加になったもの	<ul><li>・常設耐震SA設備の耐震設計</li><li>・常設耐震SA設備以外の常設SA設備の耐震設計</li><li>・地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</li></ul>	・常設SA設備の要求事項 ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の 要求事項	2-1:構造設計等(改造有の場合) 2-2:解析、評価等 ・入力地震動、FRS、解析モデル、耐震評価等(1.2Ss) ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の評価判断基準の設定等(1.2Ss)	3-1:設計要求との照合 3-2:解析、評価等の結果と評価 判断基準との照合 ・評価結果等と許容限界の比 較
	B-3:新たに申請 対象になったもの	対象なし	_	_	_
	B-4:設計条件に 変更がないもの	対象なし	_	_	_

- ▶ 基準地震動の変更、入力地震動、耐震評価等については、設計基準対象施設と同じであること含め合理的に説明する。
- ▶ 1.2Ssに対する解析、評価等については、同じ方法の設備等の分類を説明したうえで合理的に説明する。